

証券コード 7037
(発送日) 2025年3月4日
(電子提供措置開始日) 2025年2月26日

株 主 各 位

福岡市博多区上呉服町10番10号
株式会社テノ・ホールディングス
代表取締役社長 池 内 比呂子

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.teno.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テノ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7037」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月18日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日時 2025年3月19日(水曜日) 午前10時
2. 場所 福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階 「鶴の間」
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
(電話) 092-714-1111
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議案 剰余金処分の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたく、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

当日は、お土産をご用意しておりますが、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

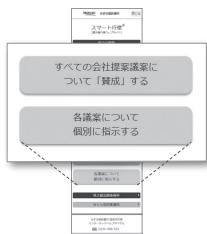
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

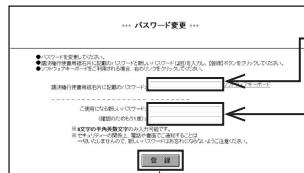
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきまして、将来の事業展開と財務体質強化のための必要な内部保留を確保しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

上記基本方針を踏まえ、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. その他資本剰余金の処分に関する事項

当社は、2024年12月期の個別決算において繰越利益剰余金の欠損額108,498,182円を計上しております。この状況を踏まえ、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保すること並びに株主様への配当原資を確保することを目的として、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 108,498,182円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 108,498,182円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

2025年3月21日

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき9円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額は41,117,184円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月21日

なお、配当原資については、その他資本剰余金とすることを予定しております。

(提供書面)

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、内需及びインバウンド需要など、社会活動の正常化の流れが進む一方で、国際情勢不安、原料・エネルギー価格の高騰や急激な為替相場の変動などの要因により、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境は、2024年度末に最終年度を迎える「新子育て安心プラン」による保育の受け皿整備が進んだことにより、待機児童は2017年ピーク時の26,081人から大幅に減少し、2024年4月時点では2,567人まで改善いたしました。一方で、婚姻数減少等による少子化には歯止めがかからず、2022年以降の出生数は80万人を下回り過去最少の水準となっております。政府は「次元の異なる少子化対策」の骨太方針として「こども大綱」及び、その加速化プランとして「こども未来戦略」を2023年12月に閣議決定し、2024年度から2026年度末までの3年間の少子化対策にかかる計画を示しております。

そうした流れを踏まえて、政府は子どもに関する政策を一元化するため、2023年4月に「こども家庭庁」を設置し少子化対策の強化に取り組むことを閣議決定し、2024年5月には「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。さらに、2024年6月「子ども・子育て支援法」の改正法案が国会で可決されたことにより、2024年10月には児童手当が拡充され、2026年4月「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業実施が、2024年度より開始されております。

こうした政府の方針を受け、引き続き、国策としての少子化対策が強化され市場の拡大が見込まれるとともに、地域福祉を支える社会インフラとして当社グループが行う事業の役割は、これまで以上に重要性を増すものと考えております。

当社グループは、更なる女性の社会進出によって、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進んでいくと考えており、保育事業や子育て世帯へ向けたサービスに対する需要はますます高まっていくものと見込んでおります。

このような環境のもと、当社グループは高まる保育所ニーズや女性の社会進出による様々なニーズに応えるべく、当連結会計年度に以下のとおり新規に運営を開始しております。

なお、介護事業の運営施設数には2024年2月に子会社化した株式会社ウイッシュの運営施設

6 施設、2024年4月に子会社化したウェルファ株式会社の運営施設 1 施設、2024年5月に当社連結子会社の株式会社フォルテが事業譲受を実施した運営施設 1 施設及び2024年10月に子会社化した株式会社Yellow Finの運営施設 2 施設を含めて記載しております。

(保育事業) 合計15施設

企業内・病院内保育施設 合計10施設

兵庫県	3 施設 (神戸市 1 施設、姫路市 1 施設、小野市 1 施設)
埼玉県	2 施設 (所沢市 1 施設、北葛飾郡 1 施設)
鹿児島県	2 施設 (始良市 2 施設)
大阪府	1 施設 (池田市 1 施設)
山口県	1 施設 (柳井市 1 施設)
大分県	1 施設 (別府市 1 施設)

バイリンガル幼稚園 合計 1 施設

福岡県 1 施設 (福岡市 1 施設)

学童保育施設 合計 4 施設

大阪府	3 施設 (豊中市 3 施設)
福岡県	1 施設 (筑前町 1 施設)

(介護事業) 合計11施設

障がい福祉施設 合計8施設

愛知県 8 施設 (一宮市 4 施設、名古屋市 2 施設、知立市 2 施設)

サービス付高齢者向け住宅 合計 1 施設

岡山県 1 施設 (岡山市 1 施設)

特定施設入居者生活介護老人ホーム 合計 1 施設

島根県 1 施設 (邑南町 1 施設)

住宅型有料老人ホーム 合計 1 施設

埼玉県 1 施設 (さいたま市 1 施設)

上記を踏まえ、2024年12月末時点の運営施設数は、保育事業において295施設（認可保育所47施設、小規模認可保育所19施設、受託保育所127施設、学童保育所62施設、わいわい広場33施設、認可外保育所4施設、地域型保育事業施設2施設、バイリンガル幼稚園1施設）、介護事業において18施設（通所介護施設（デイサービス）3施設、住宅型有料老人ホーム4施設、サービス付高齢者向け住宅2施設、特定施設入居者生活介護老人ホーム1施設、障がい福祉施設8施設）、料理教室55校の計368施設となっております。

この結果、当連結会計年度における、売上高は16,017百万円（前連結会計年度比10.0%増）、営業利益は196百万円（同5.0%増）、経常利益は182百万円（同6.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は466百万円（前年は100万円の利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメントの業績はセグメント間取引の相殺前の数値であります。

(保育事業)

保育事業におきましては、当連結会計年度において新規に開設した施設が15施設あり、各施設において、保育の質の向上及び効率的な施設運営に注力いたしました。

また、収入面では、今年度の公定価格が改定（前年度比+5.2%）されたことが増収に寄与した他、バイリンガル幼児園1施設の新規開設及び事業所内10施設、学童4施設の新規の受託獲得によって増収となりました。費用面では、バイリンガル幼児園の新規開設にかかる広告費等の初期費用が発生した他、既存施設では労務費と経費が増加しましたが、認可保育所の増幅が減益要因を上回ったことにより増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は12,204百万円（同6.8%増）、セグメント利益は833百万円（同20.1%増）となりました。

(介護事業)

介護事業におきましては、当連結会計年度において株式会社フォルテが実行した子会社化及び事業譲受した会社の経営成績が反映されたことにより増収となりました。一方で、子会社化及び事業譲受に係る取得関連費用に加え、新規開設（住宅型有料老人ホーム「ほっぺるの家さいたま見沼（さいたま市）」）による初期費用が発生したことにより減益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,136百万円（同59.6%増）、セグメント損失は62百万円（前年は49百万円の利益）となりました。

(生活関連支援事業)

生活関連支援事業におきましては、セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社の業績が通期に寄与したことにより増収となりました。一方で、株式会社ホームメイドクッキングにおいては、集客向上のためのキャンペーンを定期実施する等の施策に取り組みましたが、教室受講者が前年に比べて減少し減益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,440百万円（同11.6%増）、セグメント損失は88百万円（前年は56百万円の損失）となりました。

(その他)

その他におきましては、主に幼稚園や保育所等に対する保育人材の派遣及びテノスクールにおける自治体主催の研修事業獲得に注力いたしました。また、管理部門において経費削減を実施しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は236百万円（同2.0%増）、セグメント利益は4百万円(同137.0%増) となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、保育事業におけるバイリンガル幼稚園開設にかかる設備投資及び介護事業における新規開設に関する有形固定資産の取得の支出278百万円がありました。主な内容は下記のとおりであります。

施設名	施設の種類	開設日
Kids Duo International福岡 アイランドシティ	バイリンガル幼稚園	2024年4月1日
ほっぺるの家さいたま見沼	住宅型有料老人ホーム	2024年8月1日

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として550百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
	(2021年12月期)	(2022年12月期)	(2023年12月期)	(当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	11,454	12,128	14,557	16,017
経 常 利 益 (百万円)	455	156	194	182
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (百万円)	237	△27	100	△466
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	50.71	△5.99	22.00	△102.03
総 資 産 (百万円)	7,294	9,323	9,527	9,742
純 資 産 (百万円)	2,331	2,180	2,242	1,735
1株当たり純資産 (円)	497.82	478.86	490.83	379.80

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テノ. コーポレーション	50百万円	100.0%	保育事業、介護事業、その他
オフィス・パレット株式会社	7百万円	100.0%	保育事業、その他
株 式 会 社 フ ォ ル テ	3百万円	100.0%	介護事業
株式会社ホームメイドクッキング	100百万円	100.0%	生活関連支援事業
セーフティージャパン・ リスクマネジメント株式会社	130百万円	100.0%	生活関連支援事業
株 式 会 社 ウ イ ッ シ ュ	10百万円	100.0%	介護事業
株式会社子育てサポート	5百万円	100.0%	介護事業
ウェルファ株式会社	10百万円	100.0%	介護事業
株式会社Yellow Fin	1百万円	100.0%	介護事業

(注) 1. 株式会社子育てサポート及び株式会社Yellow Finは、株式会社ウィッシュの完全子会社で当社の孫会社となります。

2. ウェルファ株式会社は、株式会社フォルテの完全子会社で当社の孫会社となります。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保

当社グループ運営施設の増加に伴い、保育士、調理師、看護師、介護士等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっています。

特に保育士の有効求人倍率は依然全国的に高位に推移しており、大都市圏を中心に採用が難しい状況が続いております。このような中、当社グループではこれまでの経験者を中心とした採用から新卒者採用に注力しており、また人材紹介会社経由の採用に依存しない採用経路確保に継続して取り組んでおります。さらに給与条件の改善をはじめ、多様な働き方のためのキャリアパス設計、研修制度の充実、人事評価制度の見直し等を通じた総合的な処遇改善への取り組みや、保育園と本部が一体となって保育士の働きがいの向上に取り組むプロジェクトとしてチ

ームエンゲージメントセンター（TEC）を立ち上げるなど、優秀な人材の確保に向けた施策を推進しております。

また、メンタルヘルス対策を強化するなど、従業員が安心して働くことができるように職場環境の改善や相談窓口の拡充を図ってまいります。

② 人材の育成

当社グループでは、テノスクール（tenoSCHOOL）の運営を通じて、保育士資格取得やベビーシッター向けの講座、子ども・子育て支援研修制度による自治体主催研修への講師派遣等を通じ、人材の育成・教育を実施しております。また当社グループ運営施設においては、保育専門性向上のスキルアップ研修や安全・アレルギー研修等を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。

今後当社グループが担うべき役割や果たすべき責任は、今後ますます大きくなっていくと見込んでおり、社会的な要請や多様化するニーズに対してしっかりと応え続けるべく、人材の育成に継続して努めてまいります。

③ 保育の質の維持・向上

当社グループでは、保育事業を株式会社テノ・コーポレーション及びオフィス・パレット株式会社が担っております。公的保育及び受託保育といった事業特性に応じた組織運営によりノウハウの集約を図り、効率的・組織的な管理体制を構築しています。また、研修機会の充実や総合的な処遇改善等による働き方改革の推進により、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

重ねて保育の現場では、保育士等の職員がより保育に集中できる環境作りや一人一人の児童に対してしっかりと向き合う機会を作る仕組みの構築に努めております。具体的には、タブレット機器の導入や見守りカメラの設置といった保育施設のICT化（コンピューター技術を活用した保育業務の支援機器等の導入）を推進しております。

④ コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、保育事業や介護事業等を展開するにあたって根拠となる法律・条令等の遵守は、厳格に実施しております。

また、当社グループが有している施設利用者等の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。

さらに、ハラスメントについても当社グループでは相談窓口を設置し早期発見、早期解決に努め、厳格に対応してまいります。

これらコンプライアンスへの取り組みとして、社内規程の拡充整備を進め、社員研修等によ

り日常的にコンプライアンスへの意識を高め、適正に業務を遂行してまいります。

⑤ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

今後も継続的に公的保育施設の開設やM&Aを推進するためには、必要な投資資金を安定的に確保することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関との継続的取引を通じた安定調達、財務安全性を高める諸施策の実施による財務基盤の強化を進め、安定的かつ機動的な資金調達に努めております。

⑥ M&AとPMIの推進

当社グループは、M&Aを推進することで、サービス領域の強化・拡大などに取り組んでおります。今後は、PMIを通じて当社水準の経営管理体制を構築しつつ、当社グループの成長に寄与する案件の適切な実行を積極的に推進してまいります。

また、PMIの推進においては、経理、総務、人事面の各部門間の連携によりグループ会社の成長を支援するとともに、グループ会社向けの経営管理部門の体制を強化し、グループ全体での経営基盤をさらに強固にしてまいります。

⑦ 事業基盤安定化のための新規事業への着手

当社グループの保育事業における公的保育施設は、国及び自治体の保育所に対する政策変更等に大きく影響を受けております。また受託保育所につきましても、クライアント企業の業績変動等に影響を受けております。

一方、当社グループは、「私たちは、女性のライフステージを応援します。」を経営理念の一つに掲げ、女性が育児をしても、家事をしても、介護をしてもなお、働き続けるために「いったい何が必要なのか」を基本にこれまで事業展開しており、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、保育人材の紹介・派遣、人材教育を行うテノスクール (tenoSCHOOL) 、企業や病院が事業所内保育所を開園するにあたり開園に係るアドバイスを行うコンサルティング事業、結婚相談所事業、保活事業（保活アシスト）等多様な事業を展開しております。

当社グループは、保育事業への上記の課題を踏まえ、事業基盤をより整備・安定化させるために、これら既存事業の一層の拡大に加え、介護事業や生活関連支援事業など経営理念に合致した各種サービス等、当社グループの事業ドメイン（コア・コンセプト）を意識した新たな事業を積極的に展開してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
保育事業	認可保育所、小規模認可保育所の運営、企業内・病院内等の受託保育所、認可外保育所、地域型保育事業施設、学童保育所、わいわい広場の受託運営
介護事業	通所型介護施設（デイサービス）の運営、高齢者向け住宅の運営、有料老人ホームの運営、訪問介護、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
生活関連支援事業	手づくり総合教室「ホームメイドフッキング」の運営、少額短期保険業
その他	幼稚園や保育所等に対する保育人材の派遣・紹介、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、テノスクール (tenoSCHOOL) の運営、結婚相談所「テノマリ」の運営等

(6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

本	社	福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
---	---	---------------------

② 子会社

株式会社テノ・コーポレーション	本社 (福岡市博多区)、東京本部 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪府中央区)、沖縄支店 (沖縄県那覇市)
オフィス・パレット株式会社	本社 (名古屋市中村区)
株式会社フォルテ	本社 (大阪府中央区)
株式会社ホームメイドクッキング	本社 (東京都大田区)
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社	本社 (大阪府西区)
株式会社ウイッシュ	本社 (愛知県一宮市)
株式会社子育てサポート	本社 (愛知県一宮市)
ウェルファ株式会社	本社 (島根県邑智郡)
株式会社Yellow Fin	本社 (愛知県一宮市)

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	1,817 (1,175) 名	42名増 (26名増)
介護事業	117 (106)	65名増 (43名増)
生活関連支援事業	53 (-)	17名増 (-)
その他	38 (112)	13名減 (11名減)
全社 (共通)	34 (-)	8名減 (-)
合計	2,059 (1,393)	103名増 (58名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名 (-)	8名減 (-)	37.7歳	4.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社子会社での勤続年数を含む平均勤続年数は5.2年となります。
3. 当社子会社への転籍により、使用人数が4名減少しております。
4. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	1,772百万円
株式会社西日本シティ銀行	648
株式会社三菱UFJ銀行	630
株式会社百十四銀行	500
株式会社北九州銀行	441
株式会社みずほ銀行	393
株式会社十八親和銀行	317
株式会社筑邦銀行	150
株式会社肥後銀行	150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,320,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,701,300株 |
| ③ 株主数 | 2,494名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 夢 源	1,500,000株	32.83%
池 内 比 呂 子	709,100	15.52
株式会社カナモリコーポレーション	338,000	7.40
A I A I グ ル ー プ 株 式 会 社	220,000	4.82
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	99,009	2.17
B N Y M A S A G T / C L T S T R E A T Y J A S D E C	86,491	1.89
野 村 證 券 株 式 会 社	57,600	1.26
辻 浩 義	53,000	1.16
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 6 6	46,650	1.02
陳 国	40,000	0.88

- (注) 1. 当社は、自己株式を132,724株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池内 比呂子	オフィス・パレット株式会社代表取締役 株式会社フォルテ代表取締役 株式会社ホームメイドクッキング代表取締役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役 株式会社テノ. コーポレーション代表取締役 株式会社ウイッシュ代表取締役 株式会社子育てサポート取締役 西部ガスホールディングス株式会社取締役 監査等委員
取 締 役	岡 田 基 司	当社管理本部長 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役 株式会社フォルテ取締役 株式会社ウイッシュ取締役 株式会社ホームメイドクッキング代表取締役
社 外 取 締 役	渡 辺 顯 好	
社 外 取 締 役	柳 瀬 隆 志	嘉穂無線ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社グッデイ代表取締役社長 株式会社イーケイジャパン代表取締役会長 株式会社カホエンタープライズ代表取締役社長 カホパーツセンター株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	小 田 隆 史	株式会社テノ. コーポレーション監査役 オフィス・パレット株式会社監査役 株式会社フォルテ監査役 株式会社ホームメイドクッキング監査役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社監査役 株式会社ウイッシュ監査役 株式会社子育てサポート監査役 ウェルファ株式会社監査役 株式会社Yellow Fin監査役
社 外 監 査 役	古 賀 光 雄	古賀公認会計士事務所代表 古賀マネージメント総研株式会社代表取締役 株式会社ワールドホールディングス社外監査役 株式会社アーバンライク社外監査役
社 外 監 査 役	宮 野 祐 輔	

- (注) 1. 取締役渡辺顯好氏及び柳瀬隆志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小田隆史氏、古賀光雄氏及び宮野祐輔氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役古賀光雄氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する

ものであります。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役渡辺顯好氏及び取締役柳瀬隆志氏、監査役小田隆史氏、古賀光雄氏及び宮野祐輔氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。その内容は以下のとおりです。

（1）補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。

（2）保険料

保険料は全額会社負担としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等
 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2)	43百万円 (7)	-	-
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	14 (14)	-	-
合計 (うち社外役員)	7 (5)	57 (21)	-	-

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において取締役4名に対して年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないほか、ストックオプションによる報酬等として年額30百万円以内）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において監査役3名に対して年額20百万円以内と決議いただいております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役の報酬等の内容に関する決定方針について2021年2月12日開催の取締役会において決議された方針に基づき役員報酬を決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定することとしております。

また、当該報酬等は、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当面の間、業務執行取締役の報酬はその全額を固定報酬とし、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み固定報酬のみといたします。

当社は、企業価値の継続的な維持向上を目指すために、株主利益と連動した報酬体系の導入による取締役へのインセンティブの付与について、中長期的に業績向上に対する取締役の意識と責任を高めることに一定の理解をするものであり、報酬委員会などの機関による公正な審議を経て、そのあり方について検討していく方針であります。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、また他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮勘案の上、総合的に決定するものであります。取締役の退職慰労金は、退職時支払いとし、最終役位、在任年数に応じて、またその功績を考慮勘案の上、総合的に決定するものであります。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については固定報酬を100%とし、株主総会において決議された取締役の報酬総額上限の範囲内で、個人別の報酬等の内容を決定するものといたします。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の兼務先と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	渡辺 顕好	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映することなどにより、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待されており、主に長年企業経営に携わった豊富な経験に基づき取締役会において意見・助言を行っております。
取締役	柳瀬 隆志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、業務効率化を含む経営全般について、自らの知見を生かし、保育現場のICT環境整備を推進している当社の経営に有用な助言を行うことを期待されており、取締役会において主に企業経営に携わった豊富な経験に基づき意見・助言を行っております。
監査役	小田 隆史	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、監査役会16回のうち16回出席し、主に長年に亘り金融機関に在籍され、財務、会計、金融に関する豊富な経験から適宜意見・助言を行っております。
監査役	古賀 光雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、監査役会16回のうち16回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計等に係る意見・助言を行っております。
監査役	宮野 祐輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、監査役会16回のうち16回出席し、主に長年企業経営に携わった豊富な経験から適宜意見・助言を行っております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,438	流 動 負 債	4,947
現金及び預金	2,171	買掛金	61
売掛金及び契約資産	1,309	短期借入金	1,947
棚卸資産	67	一年内返済予定の長期借入金	646
その他	908	未払金	877
貸倒引当金	△17	未払法人税等	109
固 定 資 産	5,303	賞与引当金	81
有 形 固 定 資 産	1,849	契約負債	599
建物及び構築物	1,658	その他	624
リース資産	2	固 定 負 債	3,059
建設仮勘定	21	長期借入金	2,772
その他	166	役員退職慰労引当金	42
無 形 固 定 資 産	1,811	資産除去債務	218
のれん	1,561	その他	25
その他	249	負 債 合 計	8,007
投資その他の資産	1,643	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	10	株 主 資 本	1,735
長期貸付金	656	資本金	455
長期前払費用	305	資本剰余金	532
繰延税金資産	125	利益剰余金	832
敷金及び保証金	545	自己株式	△84
その他	3	純 資 産 合 計	1,735
貸倒引当金	△2	負 債 純 資 産 合 計	9,742
資 産 合 計	9,742		

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		16,017
売	上		13,630
売	上		2,387
販	費		2,190
管	業		196
管	業		196
	受	4	
	助	11	
	そ	6	22
營	業		36
	支	30	
	障	0	
	補	1	
	そ	3	36
経	常		182
特	別		182
	補	33	
	營	48	
	そ	5	87
特	別		519
	減	485	
	固	33	519
税	金		△248
法	人	142	
法	人	75	217
当	期		△466
親	会		△466
社	株		△466
主	に		△466
帰	属		△466
す	る		△466
当	期		△466
純	損		△466
失			△466

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,980	流動負債	2,599
現金及び預金	345	短期借入金	1,908
前払費用	10	一年内返済予定の長期借入金	597
関係会社短期貸付金	1,552	未払金	41
未収入金	56	未払費用	0
その他	15	未払法人税等	30
固定資産	4,315	未払消費税等	11
有形固定資産	53	預り金	9
建物	44	賞与引当金	0
工具、器具及び備品	8	固定負債	2,637
その他	0	長期借入金	2,603
無形固定資産	203	役員退職慰労引当金	26
ソフトウェア	61	資産除去債務	7
その他	141	負債合計	5,237
投資その他の資産	4,058	(純資産の部)	
関係会社株式	2,601	株主資本	1,058
投資有価証券	10	資本金	455
関係会社長期貸付金	1,604	資本剰余金	797
繰延税金資産	5	資本準備金	465
その他	17	その他資本剰余金	331
貸倒引当金	△180	利益剰余金	△108
資産合計	6,296	その他利益剰余金	△108
		繰越利益剰余金	△108
		自己株式	△84
		純資産合計	1,058
		負債純資産合計	6,296

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		612
営業費用		473
営業利益		138
営業外収益		
受取利息	57	
その他の	0	57
営業外費用		
支払利息	25	
その他の	0	25
経常利益		170
特別損失		
関係会社株式評価損	398	
関係会社貸倒引当金繰入額	180	578
税引前当期純損失		△407
法人税、住民税及び事業税	53	
法人税等調整額	0	54
当期純損失		△461

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社テノ．ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テノ．ホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ．ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算

書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社テノ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テノ・ホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社テクノ・ホールディングス 監査役会

社外常勤監査役 小田 隆史 ㊟

社外監査役 古賀 光雄 ㊟

社外監査役 宮野 祐輔 ㊟

(注) 監査役小田隆史、古賀光雄及び宮野祐輔の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階

「鶴の間」

(電話) 092-714-1111



<交通手段>

西鉄薬院駅から	徒歩	約7分
地下鉄渡辺通駅から	徒歩	約1分
JR博多駅から	タクシー	約7分
福岡空港から	タクシー	約35分

※ お土産をご用意しておりますが、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。